

〔巻頭言〕

信託法改正の目的は何か

常務理事 新井 誠

新聞報道（日本経済新聞2003年9月29日付）によれば、法務省は信託法を約80年ぶりに全面改正する方針を固めた。この方針に沿い、法務省は「信託法制研究会」を設置し、本格的な検討作業に着手、2004年秋には法制審議会に専門部会を設け、法案をまとめる予定である。

この記事は英訳され、全世界に配信された。海外の同僚からは多数の問い合わせがあり、改正の指南役を務める「お雇い外国人」となりたい旨の申し出も複数あった。今般の信託法改正は海外でもきわめて注目されているのである。

ところで、信託法はどのように改正されることになるのか。上述の新聞報道によれば、信託を使った不良債権処理や不動産流動化を促進するための法改正の要望が出されており、具体的には、①不良債権の一括売却に伴う訴訟を信託銀行などがしやすくする、②受託機関が信託財産であるビルなどに入居しやすくなるよう規制緩和する、③信託財産から収益を得る権利を証券化しやすくする等があがっている。また、忠実義務の任意法規化が実務家にとって最も関心が高いとの指摘もある（木村恒式「80年振りの信託法全面改正」金融法務事情1681号21頁）。さらに、「商事信託研究会」が「商事信託法要綱」を公表しており、営業として引き受けられたもので管理型を除く信託（「商事信託」）について、①忠実義務の任意法規化、②受託者の有限責任、③信託財産の破産の導入、④受託者の借入れ、デリバティブ利用の権限の列挙等が提唱されている。今般の信託法改正の動機・目的、そして内容の要点は上記のようなものであり、そのエッセンスは「商事信託法要綱」に集約されていると理解できるであろうか。

「商事信託法要綱」の法制化には賛成したい。信託業務の活性化は経済の発展に貢献することになり、信託銀行の健全化は金融秩序の安定に資すると考えるからである。しかし、その法制化には立法形式に関して留保が必要である。「商事信託法要綱」は現行の信託受託者、すなわち信託銀行を所与の前提としており、しかも信託の範囲も管理型を除外するなどの限定がなされている。したがって「商事信託法要綱」の立法形式としては信託法の特別法の制定、あるいは信託業法または兼営法の改正によることが望ましい。信託法は信託関係を規律する一般法であり、少なくとも理念的には、あらゆる形態の信託と受託者に遍く適用されるものでなければならない。

21世紀における我国の信託は多様に展開していくことが期待されている。少子高齢社会における新しい財産管理制度・財産承継制度としての信託に対するニーズは大きい。公益信託の活用もフィランソロピーといわれる民間非営利活動の一翼を担うことになろう。最高裁の判例では近時擬制信託の成否が争点となっており、信託類似制度への信託法の適用が重要な論点となることは間違いない。このような信託の新しい活用事例は枚挙にいとまない。

信託の新しい多様な発展を促進することが信託法改正の目的でなければならない。その際に最も大切なのはユーザーの視点である。信託という制度を利用する者の立場からみて便利で魅力あるものにすることが、結局、信託を普及させる最善の方途ではないか。現行受託者の業務執行上の便宜や産業再生の観点からの信託の活用といった視点のみに立脚して信託法の全面改正をするのであれば、信託が市民の生活に定着することにはならないであろう。また、信託を使った不良債権処理や不動産流動化を促進するためには特別法で対処すべきであって、そのために信託法を全面的に改正するのは本末転倒である。

80年ぶりの信託法の全面改正には、それに相応しい理念が要請される。80年前に信託法の起草者が志向したものが何であったのか。今一度、その原点に立ち返ったうえで、21世紀の社会に適合したユーザー重視の信託像を提示することこそが信託法改正の目的でなければならない。